第一 高度化基準の記載事項の見直し

厚生労働大臣及び農林水産大臣が指定する法人が作成する製造過程の管理の高度化に関する基準には、

製造過程の管理の高度化の目標に加え、 製造過程の管理の高度化の内容に関する基準を記載しなければな

らないものとすること。

(第四条第二項関係)

第二 高度化計画の記載事項の見直し等

食品の製造又は加工の事業を行う者が作成する製造過程の管理の高度化に関する計画(以下「高度化

計画」という。)には、 製造過程の管理の高度化の目標に加え、 製造過程の管理の高度化の内容及び実

施時期を記載しなければならないものとすること。

(第八条第二項関係)

第一の指定を受けた法人は、 認定事業者が高度化計画に従って製造過程の管理の高度化を行っていな

いと認めるときは、 厚生労働省令・農林水産省令で定めるところにより、 高度化計画の認定を取り消す

ことができるものとすること。

( 第九条第二項関係 )

第三

厚生労働大臣及び農林水産大臣は、 第一の指定を受けた法人が定める高度化計画の認定の業務に関する

規程の認可をしたときは、当該規程を官報に公示しなければならないものとすること。

(第十八条第三項関係)

第四 法の廃止期限の延長

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の廃止期限を五年間延長すること。

( 附則第二条関係)

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの

第 五

施行期日等

とすること。ただし、第四の改正規定は、公布の日から施行するものとすること。

所要の経過措置について規定すること。

## 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の概要

